

第3次宇都宮市環境基本計画（素案）【概要版】

■ 計画策定にあたって（第1章）

計画策定の背景・目的

進行する地球温暖化への対応や、東日本大震災を契機とした安全で快適な日常生活に係る市民ニーズへの対応、本市のまちづくりや社会・経済と連携した総合的・横断的な環境施策の展開等が求められていることから、新たに環境都市像を掲げ、その実現や環境負荷低減に資する取組を総合的に展開するため、第3次環境基本計画を策定するもの

計画の基本的事項

- ▶ 計画の位置づけ
 - ・「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)」の分野別計画
 - ・宇都宮市環境基本条例第11条に規定する計画
- ▶ 計画の期間
 - ・平成28(2016)年度～37(2025)年度までの10年計画

■ 環境行政と宇都宮市を取り巻く現状と課題（第2章）

【地球環境に関すること】

- ・高齢時代等にも対応した、省エネルギー型のライフスタイルへの転換
- ・災害時にも強い自立分散型のエネルギー資源の確保
- ・公共交通やEV、小型モビリティ、自転車を活用した移動手法の最適化による環境負荷の低減
- ・異常気象や災害の増加が想定されるリスクへの対応(適応策)
- ・次世代の環境・エネルギー関連技術を活用した低炭素型地域産業の創出など、環境と経済が両立する施策の展開

【廃棄物に関すること】

- ・更なる廃棄物の削減や、資源循環へと促すサイクルの構築
- ・再利用できる資源発掘と循環させる仕組みによる地域活性化策の推進
- ・ごみの削減やリサイクルなど市民や事業者における環境配慮行動の更なる浸透

【自然環境に関すること】

- ・コンパクトシティ化に併せた都市部と農村部の調和や土地の適正管理
- ・都市拠点における緑化の推進
- ・生物多様性、動植物の保全
- ・自然を守り育てる水と緑のネットワーク形成

【生活環境に関すること】

- ・安全・安心な暮らしを確保するきれいな水・大気環境の保全
- ・事業者の環境配慮行動の取組促進

【人づくりに関すること】

- ・市民や事業者と連携した、市民協働による環境学習や人材の育成、環境保全活動の促進
- ・環境・経済・社会等、分野横断的な活動主体の連携による総合的なまちづくりの向上
- ・もったいない精神で人と物を大切にすまちづくり

課題が解決された状態を「ひと」、「まち」、「しくみ」の視点から整理

課題解決に資する各種取組を体系化し、総合的に展開

■ 宇都宮市が目指す環境都市(2050年頃を見据えて)（第3章～第4章）

基本理念	みんなで築き 未来へつなげよう	環境都市	うつのみや
環境都市像	みんながもったいないの心を持って行動し、 自然の恵みとエコで便利なライフスタイルを満喫できるコンパクトシティ		

成果指標	市民1人あたりの二酸化炭素排出量 (H25) 3.2t-CO2/年⇒(H32) 2.8t-CO2/年
	市民1人あたりの家庭系ごみ排出量 (H23) 570g⇒(H32) 530g
	自然環境の豊かさに関する愛着度 (H26) 31.6%⇒(H32) 35.0%

・基本理念が展望している2050年ごろの「ひと」、「まち」、「しくみ」の3つの視点

《市民の暮らし（ひと）》 ・みんなが“もったいないの心”を持って、自然の恵みとエコで便利なライフスタイルを満喫しながら、健康で快適に暮らせるまち	《まちの空間（まち）》 ・水と緑があふれる空間の中に、様々な機能をもった拠点が形成され、誰もが目的にあわせて自由に活動、移動できる利便性の高いコンパクトなまち	《暮らしや空間を支えるしくみ（しくみ）》 ・みんなが“もったいないの心”で自然・文化・人・モノを大切にし上手に活用する、環境にやさしい循環の仕組みが、エコな暮らしや経済活動を支えているまち
--	---	--

・環境都市の実現のため2020年までに達成すべき状態（家庭・事業者等をターゲットとした展開）		
市民・事業者の主体的な実践行動の拡大 ・もったいない精神を育む環境教育が幅広く展開 ・エネルギーを自給自足する災害に強い住宅が普及 ・様々な形で2R(分別の徹底・衣類等の再利用)が普及 など	環境負荷の少ない都市空間の形成 ・エネルギーを街区レベルで合理的に活用する地域が点在 ・公共交通のネットワーク化や、交通結節点の整備などによる公共交通の利便性が向上 など	地域特性を活かした取組の拡大 ・地域の環境資源を活用した施策・取組やコミュニティ活動が活発化 ・地域の拠点施設など市有施設での低炭素化が推進 など

⇒ 2020年、2050年の状態をイメージ図として見える化 ※本編29-30ページ参照

■ 重点戦略（第5章） ※概要は、2P参照

- ・前期計画期間の中で特に優先的に進めるべき分野横断的な施策・事業を「重点戦略」として設定
- ・都市像における3つの視点に基づいた6つの戦略を設定

① 「もったいない」の精神で行動する人づくり	③ 自然と調和したコンパクトな地域づくり	⑤ 環境と経済の連携による地域の環境資源を活かした産業や取組の創出
② エコで便利なライフスタイルを生み出す行動促進	④ グリーンな交通システムの構築	⑥ 社会全体を先導する市の率先行動

重点戦略を構成する構成事業は、環境課題に対応する施策体系から環境都市の実現のため2020年までに達成すべき状態に資する取組を、重点戦略の取組として抽出

■ 分野別の基本施策（第6章） ※概要は、3～4P参照

地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
1-1 節電・省エネルギーの推進	2-1 ごみの発生抑制の推進	3-1 生物多様性の保全	4-1 大気環境の保全	5-1 もったいないこころの醸成
1-2 環境にやさしく、災害にも強い、自立・分散型の再生可能エネルギー等の普及促進	2-2 適正な資源循環利用の推進	3-2 緑・水環境の保全と創出	4-2 水・土壌・地盤環境の保全	5-2 自ら学び、自ら行動する人づくりの推進
1-3 持続可能な環境負荷の少ないまちづくりの促進	2-3 ごみの適正処理の推進	3-3 まちづくりと自然のつながりの確保	4-3 音・振動・臭気環境の保全、化学物質対策の推進	5-3 もったいないこころによる実践行動の機会の提供

■ 進行管理体制（第7章）

- (1)環境基本計画推進委員会(庁内)及び環境審議会(庁外)を設置
- (2)推進委員会の下部組織として企画会議と部会を設置。部会では個別計画(地球温暖化対策実行計画, うつのみや生きものつながりプラン, 一般廃棄物処理基本計画)の進行管理や評価を実施。企画会議では環境分野全体の進行管理や評価を実施。また、企画会議内に「重点戦略推進プロジェクトチーム」を新たに設置し、重点戦略等の分野横断的な施策の企画・調整等を行う。
- (3)宇都宮市環境基本条例第19条に基づき、環境状況報告書を毎年、公表、意見聴取
- (4)都市像実現に向けた達成状況を把握するため成果指標を設定。また、施策体系の取組状況を把握するため全ての「基本事業」で活動指標を設定